非正規雇用と労働運動の課題





私は1988年に千葉で労働組合なのはなユニオンを結成しました。私どもの労働組合は、誰でも一人でも入れる労働組合で、誰でもというのは雇用形態を問わないということです。正社員、それからパート・派遣・契約社員、請負の労働者、失業者も入っています。国籍も問わずですから外国人もいます。そういった労働組合を20年間やってきました。

活動の柱は相談活動です。職場で何か問題が起きたときに、一人の問題であっても、電話で相談をする、その相談を受けてユニオンとしての取り組みが始まる、そういう活動をずっとやっています。そういった意味では目の前の労働者の問題に絶えず悩まされてきた20年間でもあったし、職場におこる今を学ばされた20年間でもあったと思っています。

たたかいのキーワードは、均等 待遇の実現、理由なき有期雇用 の禁止

非正規雇用と労働運動の課題ということでいえば、非正規雇用を希望ある働き方にする、そのキーワードは均等待遇の実現、理由のない有期雇用の禁止であると思っています。同時にその実現のためには、もっともっと幅広く闘わなければいけないということが求められていると強く思っています。

会社は一人一人の労働者を雇っています。その

労働者が働くこと、生活すること、そういうことについて責任があるのではないですか。雇用責任を放棄し、いかに効率よく働かせるのかのみになっている会社が増えています。交渉でパートをなぜ解雇したのかと聞いたときに請負に切り替えた方がいつでも雇用調整ができるからと簡単に言う経営者、派遣は雇用責任がないから扱いやすいと平全と言う経営者が、横行しています。

私たちは今年の春闘で三つの柱を立てました。 改正パート法を活かして均等待遇を求める、派遣 法の抜本改正を求める、それから恣意的な継続雇 用と劣悪な労働条件の是正を求め60歳以降の再雇 用を確保するという三つです。

その中で均等待遇ということで、全国ユニオンとして力を入れ、もっともっと取り組まねばならないと思っている事例があります。KDDIエボルバ・ユニオンの闘いです。

KDDIエボルバ・ユニオンがなぜ労働組合を立ち上げたのかというと、2006年11月に労働条件の不利益変更を迫られたからです。彼女たちは国際電話のオペレーターということで、英語が共通語です。そのほかに交換業務に必要ということであれば中国語・韓国・スペイン語などにも対応しなければいけないとなっているので、専門業務であると誇りをもって24時間体制でこの仕事を続けてきました。その彼女たちに対して会社は、深夜勤務手当て2000円を400円にする、早朝・土日の出勤手当など、あらゆる手当てについて2分の1にする、そして契約期間1年を3カ月にすると提

案しました。この会社提案を受けると自分たちが 仕事に誇りをもち続けることはできなくなってし まうと労働組合を結成し、会社提案を退けました。

今年の春闘で、彼女たちは改正パート労働法を活かし、5年間で均等待遇を実現するという要求を掲げました。彼女たちの時給は1300円から1350円で、労働時間は一日6時間と決まっています。年収にすると約194万円くらいです。交通費が出ていないので交通費を引き、そして社会保険とか各種保険の個人負担分を引くと、手取りでは150万円から160万円という年収です。4月1日に施行されたパート労働法は差別禁止を焦点として改正されたので、自分たちの仕事は、一時間当たりでいえば正社員と全く同じであるということで5年間の中で均等待遇を求める交渉をしました。その要求に対するKDDIの回答はゼロです。

KDDIは交渉の中でも、経営利益は2004年に146億円、2005年に190億円、2006年には288億円、右肩上がりであると言い切っていますが、人件費コストをさらに切り下げようとしました。そして先日、2010年3月末には今、エボルバ・ユニオンの仲間たちが就労している国際オペレーター業務を廃止すると提案してきました。

ユニオンとしては、均等待遇を求めたからなのかと会社に突きつけたくなることです。海外で病気やけがをした、クレジットカードを紛失してしまったとか、災害や事件が発生したときなど、お金やカードがなくても、電話番号がわからなくても、日本語しか話せなくても交換でつなぎ案内をする業務です。海外の地震や津波のとき、9・11テロのときなどはパニック状態になった人たちの安否確認をしました。この公的な仕事を会社は廃止する提案をしてきました。

経営が悪いということで労働者の解雇が相次いだ時期もありましたが、今は経営がよくても効率を求めて仕事をなくし、そして労働者の首が切られる、という状況です。

行き着くところまで来た貧困

ワーキングプアという言葉がはやっています が、ここまで来ているのかと思ってしまうほど深 刻な実態が進行しています。先日、エアコンの室 外機を毎日500台ぐらい積み下ろしする仕事で頸 肩腕症候群になったので、労災認定ができないか と相談に来た派遣労働者がいました。話しを聞い て、労災認定をともにやることはできる、だけど 明日、明後日に認定とはならない、職業病だから 時間がかかりますよと、私がそう言った途端に彼 は下を向いたきり暗くなってしまいました。ポツ リポツリと、実は働いていたときも片道210円の 交通費がもったいなくて自転車で通勤していた、 今日も事務所に来るのに自転車で来た(車で40分 かかる距離)、一日一食しか食べていない、光熱 費も払えない、アパートの家賃も払えない、追い 出されそうなんです、と訴えてきました。

こういう相談が今、増えてきています。仕事を しても生活ができない、仕事ができなくなったら 住む所もない、貧困が行き着くところまで来てし まっているのかなと感じています。私どもなのは なユニオンには高収入の人はいませんが、そんな ユニオンであっても何か私たちのやっている活動 はまだ裕福な人を対象にしているのかな、闘う時 間や活動する一定程度のお金がある、余力がある 人たちを対象にしていたのかなと思ってしまうほ ど貧困のなかにいる人たちが、今、ユニオンを求 めて来ています。

ユニオンの役割

~ 自立した「労働者」になるためのサポート

そういう状況なのに、何ゆえにそうなっているのか、誰がそうさせているのかということについて労働者は考える余裕も力も奪われています。労働者一人一人はどちらかといったら自己責任の中

に自分自身を置いて、周りが見えなくて、同じ労働者同士で互いに足を引っ張り合ってしまっている状況です。労働組合が問題に対して一緒に改善・是正のために行動することが求められています。そうすることで、一人一人の労働者に何を今しなければいけないのか、という自覚を促すことができるのではないでしょうか。

相談に来た一人一人に対してユニオンは一緒に 闘いましょうと言います。闘うか闘わないかとい うことについて最終的に決めるのはユニオンでは なくて、本人の選択ですが、私から見たらあなた が抱えている問題はあなただけの問題ではなくて 皆の問題である、社会の構造的な仕組みから生ま れている問題であるので、闘おうよと言うわけで す。一人一人は自分だけの問題だと思っています が、まずは一歩踏み出すというか、開き直ってた たかうことが大事だと思います。契約解除されて しまったというので、よく聞くと派遣先が直接雇 用の申し込みをしなければいけないケースである ことがわかり派遣先と交渉し直接雇用を実現する とか、たたかいの始まりは個の問題であっても 闘ったとき、その結果は一人のことでは決して終 わりません。

ある派遣会社で派遣労働者が産休・育児休職を とりたいと交渉し取得できたとき、同じ派遣会社 の派遣労働者だけでなく、他の派遣会社の人にも その結果は波及させることができます。〇〇会社 で産休・育休が取れるとなれば、 会社でもと なり、派遣でも産休・育休取得できるとなってい きます。まだまだ個人でというより、交渉すれば 取得できるという現状ですが、それでも取得でき ないとあきらめて辞めていた頃からしたら変わっ てきました。自分だけの問題から出発しても、そ の取り組みの過程で自分だけの闘いではないんだ なと自覚することができたら、私はそれでよし、 闘ってよかったと思います。だから、まずは自分 のために後悔しないよう闘いましょうと言いま す。

職場に労働組合の活動があって、労働者の権利、 労働組合とはなど労働者であるための学習やいろ んな情報公開がされているならばよいのですが、 私どものユニオンに来る労働者の多くの職場には 労働組合がありません。問題がおきてユニオンに 駆け込んできて、たたかう過程を通して、ユニオ ンの仲間と交流をしていくなかで、会社に対して 自分の言葉で対等にものが言える自立した「労働 者」になっていくのです。だから、ユニオンとし ては問題を一緒に取り組むときに、その人の代替 はしない、その人がいかに労働者として自立して いくのかをサポートするだけと思っています。

ユニオンは問題を解決するためには会社と交渉をするという直接的なやり方がほとんどです。私は交渉の場は労働者が労働者として自立する場、労働者であることを意識する場であると思っています。労働者は交渉をするまでは会社は怖い、えらいのでものは言えない、言ってはいけないと思っていますが、交渉をすると力関係はあっても労使の関係は対等である、労働者がただただ弱い者ではなくて、ものを言っていいと学んでいきます。交渉は労働者としての自立を促す場です。

それから、ユニオンの事務所には雇用形態も違う、会社も違う、抱えている問題も違う、いろいるな人が集まって来ています。ユニオンに来ればいろいろな人と話す、交流をします。そうしたときに、自分だけだと思っていた問題、解雇されたり、契約解除されたり、パワハラを受けたりという状態が他の人にも当然のようにあるので自分だけではないんだということに理屈でなく気がつきます。一緒に作業や行動をしながら、職場では話せないことを気がねなく話せたり、話せる人がみつかったり、自分の居場所をみつけることもできます。ユニオンは心の拠り所でもあります。

雇用形態差別に対する自覚 ~ 互いの実態を知り合うための 想像力を

20年間ずっと相談を受けてきて私が一番ショッ クだったというか、印象深かった相談があります。 千葉市の公立保育所で年休代替保育士として働い ている人が「ボーナス日は1年で一番行きたくな い」と電話してきました。年休代替保育士の仕事 は毎日あるわけではなくて、予約で入っている場 合もありますが、突然前日とか、当日熱が出たか らということで入ってくるので、一ヵ月の労働日 は少ないが拘束感がすごくあると言いました。 ボーナス日に行きたくないのは、ボーナス日は職 場全体が何となく朝からボーナスが出るからとフ ワフワとした雰囲気が感じられてしまうから、賃 金が低くてもしかたがない、ボーナスがなくても しかたがない、そういう働き方だとある意味で抑 えている気持ち、"どうして同じ仕事をしている のに自分たちにはボーナスが出ないのか"が抑え られなくなってしまうんです。ボーナスが出たか ら皆で呑みに行きましょうと誘われて、会費を聞 いたら自分がもらったスズメの涙の5000円よりも 飲み会の会費の方が高かったりするともう本当に 情けなくなってしまうんです、と言いました。

この相談で私がショックだったのは、そういう 想いを知らなかったということだけではないんで す。私も実はずーっと以前、千葉市の保育所で保 育士(正規職員)をやっていました。私が労働組 合活動を始めたところで、自分の生き方として労 働運動をはじめたところです。ギリギリの保育士 の数しか配置されていなかったので、同期の仲間 たちが1年もしないうちに頸肩腕とか腰痛とかで 子どもを抱けなくなったり、子どもと遊ぶことが できなくなるなどの状況が相次ぎました。保育士 の労働条件が悪いと良い保育はできない、保育士 が少ないとよい保育はできない、ということで保 育士の労働条件の改善と保育士の人員増を求め、 ストをうったり果敢に取り組みました。その結果、 当時も正規職員の保育士は増やさなかったので、 相談してきた人のように正規の保育士が年休を取 るときの年休代替とか、休憩代替などといった形 で非正規労働者が増えていきました。でも、労働 組合の取り組みとしては、非正規労働者であれ 入ったからと終了。入ってきた非正規労働者がど んな賃金なのか、どんな労働条件なのかとか、そ ういうことを一切考えもしなかった。そういう活 動をしていたんだということをボーナス日は行き たくないと言った人は私に突きつけたのです。

私は女性であるということで差別されていると 男性に対して、家庭内においては夫に対してバン バンぶつけてきましたが、差別が形を変えたとき、 雇用形態差別についての自覚がありませんでし た。その意味で差別は差別する側にもなるし、さ れる側にもなってしまうということを自分の中で 認識しなければいけないと強く思いました。こん な話をどうしてもしてしまうのは、増えた非正規 労働者、隣で一緒に働く非正規労働者に正規労働 者がどんな想像力を働かせることが求められてい るのかについて一緒に考えたいからです。

先日、日雇派遣ホットラインをやったときに電 話代が払えないからかけ直してくださいと言われ たんです。そのときに相談する側が、電話代を払 うのは当たり前じゃないかというような常識が私 の中に一瞬わいたんです。それで電話をかけ直し てほしいと言われたときに、わかりましたとすぐ 電話を切れなかったんです。そういったことが今 も私の中にあって、何か偉そうに非正規労働者の ことを皆さんどう考えていますかなんて言える自 分ではない、非正規はねーと言ってしまう人に反 発しつつ自分も常に問われていると思っていま す。まずは理解しあうために互いの実態を知り合 わなければと思うのですが、どうしても比較にな りがちですね。正規と非正規だけではなく、非正 規同士、パートと派遣、派遣でいえば会社が違う ので派遣同士など、互いにともに労働者として人 として認め合い頑張ろうよとはなかなかならない。会社に突きつけるためには比較し格差を問題にしなければならないが、労働者同士の横の関係ではどちらがいいかと比較し合うことではないと思います。比較しあうより互いを思いやるとか、お互い様といったことが問われているとすごく感じているところです。

日雇派遣問題と派遣法抜本改正を目指す取り組み

派遣法は抜本改正しなければいけないという思 いに至ったのは日雇派遣の問題が大きいです。日 雇派遣問題は、全国ユニオンが最初から問題にし よう、闘いにしようと仕掛けたわけではなくて、 フルキャストの内勤で働いている正社員の相談か ら始まりました。内勤の仕事は明日A社に 人と いう発注が来たときに、その人数を電話なりメー ルなりで集めることでした。それこそ人がそろう まで深夜にわたって仕事をし、朝は朝で日雇派遣 労働者が今から出かけますと派遣会社に電話をし てくるので、会社でその電話を受けなければいけ ない。それこそ6時から7時とか、早朝に電話し てくるわけです。そうすると深夜まで仕事をして 早朝受けるとなれば家に帰っている時間がないと いうことで、ソファに横になったり、床に段ボー ルを敷いたりして寝泊まりをして、6カ月くらい の間に10キロも15キロも体重が減ってしまった。 このままでは過労死してしまうのではないかとい う不安感にかられて、しかも残業代が出ていな かったので相談に来ました。この人たちが自分た ちの相談のなかで、だけどもっとひどい人がいる んですと言ったのが日雇派遣労働者のことだった んです。それでもっとひどい人たちがいるという 実態をユニオンとして把握しなければということ で、ユニオンの仲間たちが日雇派遣会社に登録し 日雇派遣で働きました。日雇派遣で働くには履歴 書も要りません。電話・メールアドレスを登録す れば派遣会社から仕事が紹介されるので、ユニオンの仲間たちも日雇派遣で働くことができました。その中で派遣法だけではなくて労働基準法に照らしても、それこそ違反だらけの実態であることを実感しました。派遣法が企業にとってのみ扱いやすい形に規制緩和をされた結果として行き着くところ日雇派遣というような働き方まで作り出してしまったということで、この働き方を社会的問題にしていかなければいけない、この働き方を作り出した派遣法を抜本改正しなければいけないと思いました。

日雇派遣という働き方はもっとひどい人がいると彼たちが告げたように、私たちの目から見ても、何なのこの働き方はと言わずにいられない、品格のない派遣そのものだったわけです。日給は6000円から7000円ですが、拘束時間が12時間から13時間。拘束時間で割って、そこからデータ装備費とか、業務管理費とか、いろんな名目で200円とか300円とか引かれるので時給でいえば500円以下。しかも、派遣法で禁止されている業務、建設業務、港湾業務、警備業務といった安全性が保障できないとされている業務で「軽作業だから」と集められて働かされているので、当然ケガが多い。ケガをしても違法がばれるからと救急車が呼んでもらえない、人として扱われていないのです。

組織化は非正規だから大変なのか

2000年だったと思いますが、連合が均等待遇の 実現やパートなど非正規労働者の組織化を方針化 しました。私たちは全国でコミュニティ・ユニオ ンとして、個人の問題を解決する取り組みを積み 上げてきましたが、増え続け深刻化する非正規労 働者の問題について、パートであるとか派遣であ るとかという構造的な問題に対して、個別ユニオ ンだけでの闘いでは限界があると思いました。法 律を改正する、つくることを含め、もっともっと 大きな社会的な問題にしていかなければいけない

ということで全国ユニオンを2002年11月に結成 し、2003年6月に連合に加盟し、5年間経ちまし た。連合では非正規労働者の組織化は今も大きな 課題です。連合がパートなどの春闘要求として時 給10円以上を掲げ、春闘集会を開催したとき、連 合の方から組織化をこれから進めたいというお話 がありました。会場発言で一番最初に手を挙げた 人がいました。臨時非常勤の人だったと思うんで すが、この人が言ったことが今も忘れられません。 連合は何のために私たちを組織化するんですかと 言ったんです。労働組合に入るということは組合 費を払うわけですから、組合費を払う私たちに対 して何をしてくれるんですかと言ったのです。私 は10円要求にカチンときていて、正規と非正規が 同じ割合でベースアップをしたところで格差是正 にはならないと発言しましたが、組織化に対して 非正規労働者が言ったことは、今も組織化にあ たって問われていることだと思っています。

連合が組織化に動き始め、いろんな労働組合で 組織化について話しをしてくださいと言われま す。そのときに私は、あなたたちはずっと正規労 働者の組織化をしてきたんじゃないですか、非正 規を組織することと正規を組織することのどこに 違いがあるんですかとどうしても言いたくなるん です。組織化が大変、進まないということで言わ れるのは、非正規労働者はすぐ辞めると言うんで す。自分から辞めるし、契約解除など辞めさせら れることも多いので、たいへん。それから労働時 間がバラバラなので集会を開いたり会議を持った り、チラシを配布したりというのが難しいと言う んです。私はそういうできない理由を聞くと、労 働条件が悪くて働きがいがなかったら辞めて当た り前じゃないですか。働きがいをつくるのは労働 組合が一緒にやることではないですか。また、確 かに契約解除されやすいでしょう。だけど契約解 除されたときこそ一緒に闘うのが労働組合ではな いですか。一緒に闘うにはいろんな工夫が必要で す。正規の労働者だって9時・5時ではなくてシ

フト勤務の人もいるでしょう。いろんな工夫を労働組合はやってきているわけじゃないですか。非正規だから大変なのではなく、組織することは大変だということなのではないでしょうか。そういうことをどうしても言ってしまいます。

自分たちのことで精いっぱいだからと正規労働 者に言われると、そうだろうと思います。正規労 働者も決していい状態にあるとは思わないです。 ユニオンに相談に来るケースでもどちらかといっ たら正規労働者の相談が増えています。正規労働 者の相談で一番多いのは長時間労働の問題です。 長時間労働を何とかしたい、サービス残業を何と かしたいというより、体や心が病気になって会社 からもう来なくていいよと言われた状態で相談に 来ます。賃金やボーナスが切り下げられたという 相談も多いので、非正規のことまでとてもやれな いんですと言う状況はあると思いますが、だから こそ非正規労働者とともにたたかうときなのでは とも思います。人件費コストがかからない、雇用 調整が容易、雇用責任がない非正規労働、長時間 労働、異動・配転など拘束性が高い正規労働、ど ちらも非人間的で、どちらも選びたくない働き方 です。人間らしい働き方を作ることは、取り組む べき共通の課題です。それから言うまでもないこ とですが労働組合としては非正規労働者が相談に 来たときに、何か一緒にやれることはないのかな と考え、一緒にやることが問われています。

労働組合がただただ組合員の数が減ったからとか、正社員だけでは三六協定が結べないからとか、自分の労働組合でやらないと外の労働組合にいってしまうからとか、そういった労働組合の側の、余りいい言葉ではないんですけれども、労働組合の面子のためが前面に出た組織化は進まないと思います。

ユニオンに相談に来た人たちが皆組織化される わけではないです。電話での相談の人たちは、相 談だけです。ユニオンに入る人は先ほども言った ように自分の問題を解決するために交渉をやると か、そういう過程を一緒に取り組んだ人だけです。 そういう過程があってもユニオンは何もやってく れなかったなどいってユニオンを去っていく人 だっていっぱいいます。だけど私はそうであって も労働組合というものがこの社会に存在している んだということを知るだけでも意義あることださ 思うのです。去っていったとしても労働者をおることだけでも、労働組合がない小さな職場の 中であきらめるしかなかった労働者にとっては認 識の転換になるし、たたかうことを経験した労働 者は必ず、自分の周り、子供、知人がそういった 状態に遭ったときにあそこに行けば相談できるよ ということが言えるだろうと思うからです。

多くの労働者は労働組合に組織されていません。私たちユニオンは少し元気があるので、非正規労働者の皆さんに相談に来てくださいと声をかけていますが、そうであっても圧倒的には組織されていません。そういう現状では、労働者が一人でも闘えるためには法律が必要です。労働組合は労働者にとっての法律をつくる、労働者にとっての法律に改正することに取り組むことも求められています。

積極的に活用すべき 改正パート労働法

改正パート労働法が今春4月1日から施行されました。私たち労働者側は、パートと正社員が同じ仕事をしていれば均等待遇にすべきだということをパート労働法改正の焦点として主張しました。結果として差別禁止という言葉は入りましたが、仕事が同じ、人材活用の仕組み・運用が同じ=異動・配転の頻度・幅が同じ、有期契約の有無という3つの条件が同じパートのみが差別禁止の対象という限定されたものになりました。私たちが求めている均等待遇とはかなり距離があります。

そうは言っても、改正パート労働法は、均衡処 遇について職務内容が異なったとしても努力義務 が課せられ、説明義務責任が使用者に課せられま した。説明を求めたときにあなたはパートだから この時給だよというような説明であってはならな い、賃金に対して使用者側は合理的・客観的な説 明ができなければいけないとなりました。また、 そういった説明を求めたことに対して、パートな のに生意気だなどといって契約解除してはいけな い、契約更新のときに労働条件の不利益変更をし てはいけないなど不利益な取り扱いをしてはいけ ないという枠組みはできました。その意味で改正 パート労働法は、不十分ではあったとしてもパー ト労働者が職場の中で一人でも自分の賃金に対し て不平不満があるときに、このパート労働法を活 かすことができる、そういう枠組みにはなったと 私は思っています。そういう意味で、労働組合が あるところはもっと積極的に活用すべきだ、活用 できると思います。

派遣法改正の建議は規制強化か? ~ 抜本改正が必要な派遣法

それからもう一つ、派遣法のことです。建議が出たので一番ホットな話題なのかなと思っています。連合は、登録型派遣の規制や派遣先へのみなし雇用規定など、残った課題については今後取り組まなければいけないとなっていますが、全体なしては規制緩和の流れに歯止めをかけ、一定の規制を行う建議となったと前向きに評価しています。また、スポット派遣を「原則禁止」とができたとも述べています。全国ユニオンは規制緩和だと評価しています。全国ユニオンは規制緩和だと評価しています。日雇派遣の原則禁止が入ったから規制強化だと言っていますが、日雇派遣の原則禁止の内容は「契約期間規制」です。30日以内の契約を結んで日雇派遣をしてはいけないが、31日以上の契約を結べば日雇派遣はできる

ということです。ですから期間規制にしたことイコール日雇派遣が原則禁止という方向になったとはとても言えません。

それからもう一つ常用型派遣のことです。常用 型派遣に限って事前面接を解禁にする、それから 常用型派遣については期間制限を撤廃するという ことが建議の中で出されました。この前提には、 常用型派遣は登録型派遣と比べて一定程度雇用が 守られているからといわれています。それから専 門業種が多く、自分の権利を主張できる労働者で あるから規制が外されたということです。だけど 私たちから言えば常用型派遣イコール雇用なり権 利が守られている強い労働者だというのは、そこ に一定程度の労働組合なりという力があるところ の常用型派遣労働者ではないだろうかと思いま す。私たちのところに常用型派遣ということで相 談に来るケースでいえば、労働時間15分未満は カットされる、社会保険加入に伴ってその分の賃 金をカットされたなどで、常用型派遣イコール雇 用と権利が守られている労働者ではないのです。 常用型といっても有期契約で更新を重ねている人 も含まれているし、常用型を行う特定派遣は届出 制ということで、いろいろになっています。さら に事前面接解禁ということですので、常用型派遣 を突破口として、派遣という働き方の枠組みが崩 されていくのではないだろうかという危機感をど うしても持たざるを得ません。

その意味で全国ユニオンは、ますます派遣労働者にとっての抜本改正に向けた取り組みを強めなければと考えているところです。私たちが抜本改正ということで柱に掲げているのは登録型派遣の原則禁止、原則専門業務派遣など、99年以前に戻せということです。それからマージン規制、派遣先のみなし雇用責任、派遣先の労働者との均等待遇、こういったことを法改正に入れることによって派遣労働者が希望をもって働き続けられることを望んでいます。

派遣法抜本改正は大きな闘いなので幅広い取り

組みをしなければいけない、派遣法を派遣労働者に取り戻すために皆で協力し合う、そういった集会を持とうということで、いろんな団体に呼びかけを始めているところです。

正規も非正規も働き方の見直しを ~増加する正規労働者からの相談

ともに働くというとき、どちらの働き方がいい とか悪いとかではなくて、正規も非正規も人とし て、労働者として自分たちの働き方はこれでいい のかということをともに見直さなければいけない のではないでしょうか。08春闘時に、連合主催の パート集会がありました。そのとき参加したパー トの人たちに、正社員になりたいですかという質 問をしたとき、100人ほどの参加者の中で「はい」 と答えたのが半分、「いいえ」と答えたのが半分 です。この割合はどこで行っても大体同じです。 パートは格差という問題でいえば、正社員になる ことがその格差を是正するための選択肢というこ とで正社員になりたいと手を挙げます。しかし一 方で、今の正社員の働き方が自分たちが目指す働 き方なのか、明日から正社員として働いてくださ いと言われてもできないと思っています。だから 「いいえ」と答えます。そういう意味からいって も、正規の働き方が魅力のない働き方になってい る、非正規がこんな働き方をしたくないという働 き方になっています。どちらの働き方も選択した くない非人間的な働き方になっていることを互い にもっと考え合った方がいいと思います。

ユニオンでも正規労働者の相談が増えました。 正規労働者の働き方は私からいえば、見せかけ正 社員です。なぜか長時間労働、異動・配転が当た り前、会社に対する拘束性が高い働き方が正社員 だとなっています。さらに正規と非正規の働き方 を比べるとき、必ずそこが格差の合理的な理由と して持ち出され、非正規とは違うでしょう、と言 われます。だから私はそういった働き方が正規の 働き方ですかとどうしても言いたいんです。ユニオンとしては、正規労働は直接雇用で契約期間なし、月給制で生活できる賃金、各種保険は全部対象、という働き方であって、その一つでも条件が欠けていたら非正規労働であると区別しています。そこがこの間、いろんな意味においてゴチャゴチャにされています。

パート労働法においても、先ほど差別禁止の物 差しをどこに置くのかということで3条件を言い ましたが、この条件は日本型均衡処遇ルールと言 われるもので、職務がなじまない日本ではこう いった形で格差をはかっていくしかないというこ とで出されてきています。その意味で互いに人と して、労働者として働き方を見直そうよというこ とでいえば、長時間労働、異動・配転、拘束性が 高いことを正規・非正規の物差し、格差の合理性 とするのではなく、世界で同一価値労働同一賃金 のものさしとなっている「職務」、仕事の中身、 責任、労働の精神的・肉体的負荷、知識・技能、 労働環境、そういったものさしで職務を分析し、 均等待遇の実現にむけていくことが求められると ころに来ていると思います。ゴチャゴチャになっ ていると言ったのは、正規労働者の働き方がます ます賃金も、労働条件も悪くなって、全体的にいっ たら正規労働が非正規労働に近づけられている、 逆均等待遇が進行している現状でもあるというこ とです。

闘いをおもしろく

若者からは労働組合はどうして暗いのか、かた いのか、ダサいのかと言われます。労働組合はな くてはならないし、おもしろそうだと若者が思え る取り組みをすることが求められています。私も やらねばならない世代なので、そういうことをど うしても確認したくなるんです。職場で組合活動 をしていたとき、あなたの結論は見えている、い つも同じと言われました。そう言われたときに相 手に何を言ったらいいのだろうか、話すことがな いみたいな気持ちになってしまったことが一時あ りました。でも今思えば私が何を思うのかではな くて、相手が何を思っているのか、お互いに何を 思うかであって、一致できることがあれば一緒に やればいいと考えることで気が楽になりました。 その意味で組合活動はおもしろい、ということが 周りにいる仲間たち、特に若い人たちに、あそこ に行ったらちょっとおもしろそうじゃないという ような雰囲気がつくれればと思っています。

もう一つ言わせていただければ、闘いをおもしるくというのは、共通の課題で一緒にたたかい、 闘いを広げるということです。こういう言い方を すると大変失礼なことかもしれないんですが、連 合の皆さんの取り組み、がんばりは連合の中にい ると見えるけれども、連合の外では見えないんで す。連合の方針、取り組みを外にどう発信してい くのか、また外から連合に発信されたことに対し て一緒に取り組めることは取り組んでいただきた いと最後に言って終わりにします。ありがとうご ざいました。

次号の特集は

「労調協理事、新年を語る」 「今、組合の調査研究活動に求められるもの (仮題)」の予定です